平成２８年（フ）第５６４号
大阪府四條畷市田原台９丁目10番11号
破産者　岡市　展忠
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６５号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―602号
破産者　藤井　初江（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７７号
大阪府吹田市千里丘中52番１号
破産者　井田　和摩
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４１号
奈良県北葛城郡王寺町太子１丁目14番18号
破産者　伊藤　陽介
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８５号
大阪市都島区網島町14番８―613号、前住所大阪市都島区網島町14番８―416号
破産者　吉村　京子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８９号
大阪市旭区高殿３丁目１番９―803号
破産者　西本　智彦
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目25番地
破産者　福本　佳子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６２号
奈良県天理市櫟本町1285番地　天理団地Ｃ４棟―204号　向井知美方、住民票上の住所地奈良県天理市西長柄町435番地３
破産者　水口組こと　水口　貴就
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９４号
北九州市小倉南区横代北町４丁目21番28―309号、住民票上の住所北九州市小倉北区中井口３番26―203号
破産者　山本　樹理
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４２号
青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字館22番地
破産者　舘　　徳七
法定代理人成年後見人　久保　隆明
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江江西239番地１
破産者　石田　治彦
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島59番地１藤和シティコープ一宮石刀603号
破産者　野村　政夫
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７７号
香川県高松市元山町805番地　フォーブル元山101号
破産者　岡内　英人
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
宮崎県西都市大字岡富978番地１　エスペランサ203号
破産者　山路　里香
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江5595番地
破産者　池内　美信
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市川上町3674番地２
破産者　岡山　伸一
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目13番５号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目７番３号
破産者　前田　勝夫
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3264番地４
破産者　田代　博昭
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3264番地４
破産者　田代　貴子（旧姓吉留）
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係